

赤ちゃん協議会設置要綱

(目的)

第1条 石川県における周産期医療の現状や課題を関係者で共有し、今後の周産期医療のあり方を検討することを目的として、赤ちゃん協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、別表の団体等をもって構成する。

2 協議会に座長を置き、構成員の互選により定める。

(会議の公開)

第3条 協議会は公開とする。ただし、協議会において特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第4条 産科医ワーキンググループ及び病院長・大学ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの構成員は、協議会の構成団体のほか、必要に応じて、協議会の構成団体以外の団体から参加させることができる。

3 ワーキンググループに座長を置き、協議会の座長が指名する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、石川県健康福祉部地域医療推進室に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会又はワーキンググループの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

別表

<p>医師を派遣する大学</p>	<p>金沢大学 金沢医科大学</p>
<p>産科医療に携わる病院・団体</p>	<p>金沢大学附属病院 金沢医科大学病院 県立中央病院 石川県医師会 石川県産科医会</p>
<p>自治体</p>	<p>石川県 （南加賀医療圏） 小松市 加賀市 能美市 川北町 （石川中央医療圏） 金沢市 かほく市 白山市 野々市市 津幡町 内灘町 （能登中部医療圏） 七尾市 羽咋市 志賀町 宝達志水町 中能登町 （能登北部医療圏） 輪島市 珠洲市 穴水町 能登町</p>